

三重県畜産協会ホームページ広告掲載取扱要領

一般社団法人 三重県畜産協会

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人三重県畜産協会（以下「当協会」という。）が、インターネット上に公開しているホームページ「三重の畜産広場」（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、法令等に違反することなく、当協会の公共性及び品位を損なう恐れがないもので、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 人権侵害となるもの
- (2) 政治性のあるもの
- (3) 宗教性のあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (5) 科学的に立証されていないもの
- (6) その他ホームページに掲載する広告として適当でないと当協会が認めるもの

(広告主の対象者)

第3条 広告を掲載することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国内に本店もしくは支店もしくは営業所を置く法人
- (2) 国内に事務所もしくは事業所を置く各種団体もしくは個人事業者
- (3) その他当協会が適当であると認めたもの

(広告の種類・規格)

第4条 広告の種類はバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

大きさ	縦 60 ピクセル×横 234 ピクセル以内
形式	GIF（アニメ可、透過 GIF 不可）、JPEG、PNG
データ容量	50KB 以内

(広告の掲載ページ、位置)

第5条 広告を掲載するページはホームページのトップページで、広告の位置は当協会が指定するものとする。

- 2 トップページ以外の位置に掲載を希望するときは、当協会と広告掲載を希望する者により別途協議するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1カ月を単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は別途当協会が定める。
- 3 広告掲載希望者は、複数月の申し込みを行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「三重県畜産協会ホームページ広告掲載申込書」（第1号様式）を当協会に提出しなければならない。

- 2 当協会は、前項の申込みがあったときは、その諾否を決定し、「三重県畜産協会ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書」（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 掲載期間が重複する広告掲載希望が多数のときは、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第8条 広告を掲載するための料金は、別表1のとおりとする。

- 2 広告掲載期間中、当協会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ、別表2のとおり掲載期間を延長する。

(広告掲載料の支払い)

第9条 申請者は、当協会が指定する日までに広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成・提出)

第10条 広告原稿は、当協会が指定する方法により作成するものとし、当協会が指定した期日までに提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 当協会は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して期限を示して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 当協会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を示された期限までに広告主が行わないとき
- (4) その他、当協会が広告掲載について適切でないと判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により当協会に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他の事項)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月7日から施行する。

この要領は、平成21年1月20日から一部を改正する。

別表 1

掲載料 (1 枠 1 カ月)

サイズ	容量	掲載料
縦 60 ピクセル×横 234 ピクセル以内	50KB 以内	5,000 円

別表 2

閉鎖した時間	延長する日数
3 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間を超え 48 時間以内	2 日
48 時間を超え 72 時間以内	3 日
72 時間を超え 96 時間以内	4 日
96 時間を超えたとき	閉鎖した日数+1 日

第1号様式

三重県畜産協会ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 三重県畜産協会 あて

(申込者)

住所

法人名等

代表者名等

印

電話番号

E-Mail

担当者名

次のとおり、三重県畜産協会ホームページに広告を掲載したいので申し込みます。

1 広告の内容

※広告デザイン案を添付してください。(印刷したもの及びファイル)

リンク先 URL _____

2 掲載希望規格

縦 60 ピクセル×横 234 ピクセル以内

3 掲載希望期間

平成 年 月 日から カ月

※掲載期間は、1 カ月単位です。

第2号様式

三重県畜産協会ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

番 号
平成 年 月 日

(広告掲載申込者) 様

一般社団法人 三重県畜産協会

平成 年 月 日付けにより申し込みのありました三重県畜産協会ホームページ広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 掲載します
- 掲載しません

1 理由

2 決定区分

(1) 掲載の規格

縦 60 ピクセル×横 234 ピクセル以内

(2) 掲載期間

平成 年 月 日から カ月

(3) 掲載料 円 (円×カ月)

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に当協会に対して異義申立てをすることができます。